

議案第 9 4 号

大牟田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

大牟田市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

大牟田市長 関 好 孝

大牟田市介護保険条例の一部を改正する条例

大牟田市介護保険条例（平成 1 2 年条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 2 第 2 号中「をいう」の次に「。次号及び第 4 号において同じ」を加え、同条第 3 号中「職員の員数」の次に「（大牟田市地域包括支援センター運営協議会が第 1 号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次号において同じ。）」を加え、同条に次の 1 号を加える。

- (4) 前号の規定にかかわらず、大牟田市地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第 1 号被保険者の数について、おおむね 3, 0 0 0 人以上 6, 0 0 0 人未満ごとに同号アからウまでに掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同号の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同号アからウまでに掲げる者のうちから 2 人とする。

付 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由 介護保険法施行規則の一部改正に伴い、関係規定の整備を図るため、条例の一部改正を行うもので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。